

冬季のみ短期間使用の駐車場の固定資産税の控除を願いたいという陳情である。

主な意見

- ・固定資産税の決定の権限は町長にあるが、国の評価基準等によることから町独自の判断による減額は難しいのではないか。
- ・スキー場だけの対応でいいのか、今後町の税収が

厚生福祉常任委員会報告

閉会中の継続調査

平成19年11月26日

1 小規模多機能型居宅介護施設の進捗状況について

(1)進捗状況

9月26日

起工式実施

11月24日

建築許可が下りる

2月29日

大幅に減少し、税収の確保が求められている現状において、今までも民宿の体育館、テニスコート、グラウンドの問題も議論されたが難しかった。陳情内容は理解できるが、他の観光関連施設も多くある。今後年間1億円規模の税収の減少が予想される中で町の姿勢として対応すべきである。

完成引き渡し予定
若干工事は遅れ気味
4月1日
サービス開始予定

(2)入所者の選定

グループホームは定員18名、小規模多機能施設（通所、訪問、シヨートステイ）については9室を用意、25名の利用が可能な施設。すでに5件の利用申し込みがあるが、12月1日から募集を開始、町と協議しながら

選定をする。「こころの杜」に現在待機中の湯沢町民9人はここに入所してもらう予定。

(3)職員の募集

職員定員は30名 内10名は内部移動、20名は新規採用の予定。11月末締め切りで職員募集中。30件の問い合わせがあったが、正式申し込みは5名。12月13日に採用試験の予定。

主な質疑

Q：町の待機者の現状と今後の見通しはどうか。

A：24名ほどグループホームの対象者がいるが、内18名はここを利用できる。小規模多機能施設の利用希望者はどれくらいになるかまだ確認できないが、待機者は残るだろう。

Q：他町の希望者も受け入れられるのか。

A：原則として湯沢町住民だけが、6ヶ月を過ぎても定員に満たない場合は、町と協議しながら他町からも受け入れることもな

る。

Q：需要と供給の現状はどうか。

A：シヨートステイは月初めの受付時点で満床になつてしまうので、新しい施設ができることは有り難い。デイサービスも今は希望があっても回数を増やせない状態である。

Q：職員の採用条件は？

A：正式採用としたい。ただ夜勤ができないとか、パートで勤めたいという希望もあるので、その場合は正職員ではない形で対応する

2 地域包括支援センターの運営について

18年の介護保険法改正で在宅介護支援センターを廃止し、それに代わるものとして新たに作られた組織である。介護のみでなく、高齢者の生活全般に渡る支援の総合相談、特定高齢者や要支援高齢者の介護予防事業、ケアマネージャーの仕事への指導支援などを総合

的に行っている。

他職種共同で行うべき活動なのだが、湯沢の場合保健師のみ3人の配置で、社会福祉主事、経験ある看護士などがいないので相談体制としては不十分である。また介護予防事業は若い世代からの継続が必要だが、65歳以前の事業連携がうまくできない状況である。さらに「地域包括支援センター」という名称も、何を

するところか分かりにくく、住民への周知が進まない。

主な質疑

Q：人員が足りなくて手が回らないとのことだが、何とかならないのか。

A：（副町長）職員削減に取組んでいるところなので増員は難しい。法で要請されている仕事をやるには足りないのか、現在行わなければならないのか、よく検討してみたい。

Q：各地域、集落に対して、